

令和2年5月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 令和2年5月20日(火) 午後3時00分～午後3時45分

場 所 市役所別館 413 会議室

出席委員 奥水教育長 荻野委員 岸本委員 富川委員 内藤委員 堀尾委員

欠席委員 なし

事務局職員

秋原指導理事
森下学校教育課長
小林学校教育課指導担当課長
瀬野学校教育課主幹
飯田市民文化環境部地域づくり支援課長
村尾市民文化環境部地域づくり支援課公民館担当課長

植和田教育総務課長
鹿田教育総務課総務係長

1 開 会

教育長 開会を宣告

2 令和2年3月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動に係る報告事項を資料に基づき報告

(2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

(学校教育課)

① 行事予定について

② 新型コロナウイルス感染症への対応について

③ 教育支援センター「明日葉」・「いじめ相談室」の3月、4月の通級・相談等の状況について

④ 令和元年度不登校児童生徒数・出現率について

⑤ 令和2年度文部科学省、京都府、舞鶴市による教育制度について

(地域づくり支援課)

① 行事予定について

(質問・意見)

(荻野委員)

新型コロナウイルス感染症への対応について。

学校再開時における対応のなかで、マスクの着用とあるが、マスクの準備ができない子どもたちに対して、学校が準備をされているということがあるのか。

(森下学校教育課長)

学校には企業等からの寄付もあり、一定量の保管はある。そのため、付け忘れなどの児童生徒には配布をしている。

(堀尾委員)

新型コロナウイルス感染症への対応について。

学校の時間内のケガであれば、申請をすれば補助金が下りると聞いたが、学童の時間内にケガをした場合、補助は下りるのか。また、ちょっとしたケガであれば、保健室の備品などを使って応急手当をすることは可能なのか。

(森下学校教育課長)

学童は、学校の教育活動とは別であり、学童の保険があるので、そちらの対応となる。

また、保健室での応急手当については、学校もできることは対応している。

4 議事

(教育長)

第18号議案 令和2年5月20日提出の「専決処理の承認を求めることについて(専決第1号)」(舞鶴市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について)の上程について、説明をお願いします。

(植和田教育総務課長)

舞鶴市教育委員会事務決裁規程を改正するに当たり、急施を要したことから、舞鶴市教委会基本規則第10条第1項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第2項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(教育長)

第 18 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 19 号議案 令和 2 年 5 月 20 日提出の「専決処理の承認を求めることについて (専決第 2 号)」(舞鶴市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について)の上程について、説明をお願いする。

(瀬野学校教育課主幹)

小学校及び中学校の教職員に係る特別休暇の取扱いを変更するため、規程を改正するにあたり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理をしたので、同条第 2 項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(教育長)

第 19 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 20 号議案、令和 2 年 5 月 20 日提出の「専決処理の承認を求めることについて (専決第 3 号)」(舞鶴市社会教育委員の委嘱について)の上程について説明をお願いする。

(飯田市民文化環境部地域づくり課長)

舞鶴市社会教育委員の任期が令和 2 年 4 月 18 日をもって満了となり、社会教育法第 15 条及び 18 条、舞鶴市社会教育委員に関する条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、新たに 9 名の委員を委嘱するにあたり、教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 12 号の規定により委員会の議決を求めるもの。急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの

(教育長)

第 20 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第 21 号議案、令和 2 年 5 月 20 日提出の「専決処理の承認を求めることについて (専決第 4 号)」(舞鶴市教育委員会職員の人事異動について)の上程について説明をお願いする。

(植和田教育総務課長)

舞鶴市教育委員会職員の人事異動発令を行うに当たり、急施を要したことから、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項

の規定に基づきこれを委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(教育長)

第 21 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(教育長)

第22号議案、令和2年5月20日提出の「学校運営協議会委員の任命について」の上程について説明をお願いします。

(森下学校教育課長)

学校運営協議会について、舞鶴市学校運営協議会規則第7条の規定に基づき、委員及び補欠の委員の任命をしたいので、舞鶴市教育委員会基本規則第9条第1項第12号の規定により委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 22 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

(以下、「非公開」)

(教育長)

最初に、第 23 号議案、令和 2 年 5 月 20 日提出の「令和 2 年舞鶴市議会 6 月定例会提出議案に係る意見聴取について」(令和 2 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 4 号)について)担当課から説明をお願いします。

(森下学校教育課長)

令和 2 年舞鶴市議会 6 月定例会に提出を予定している議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定により市長から意見を求められたので、異議ない旨を申し出ることについて提案するもの。

(森下学校教育課長)

主な事務事業調に基づき、「不登校支援等推進事業」、「教材教具経費」について説明。

(岸本委員)

教材教具経費について。

整備台数 60 台というのは、小学校各 18 校へ人数によって振り分けて配備するということか。それは教材を、何人かで共有して使うということか。

(森下学校教育課長)

基本的には、クラスごとに一人一教材ずつ使ってもらおう。
学校ごとに、時期を変えてプログラミング授業を行ってもらい、使用時期が重ならないようにする。

(岸本委員)

教材を回して使うということにより、クラスで一人一台となるということか。

(森下学校教育課長)

はい。クラスでは一人一台となるようにする。

(岸本委員)

対象は何年生か。

(森下学校教育課長)

6年生を対象としている。

(内藤委員)

実際に現在、一人一台パソコンは配備されているのか。

(森下学校教育課長)

タブレットは、今年度中には一人一台配備される予定である。

(教育長)

第23号議案を会議に諮り、全員異議無く承認

5 その他

次回の定例教育委員会は、6月24日(水)午後2時から開催することを確認

(荻野委員)

今回のコロナウイルスの流行にかかわって、収入が大きく減るなど、市民生活にも大きな影響が出ていると思う。そういった中で子ども達の学校生活がまた始まったということは大変喜ばしく、学校の先生方も慎重に子ども達の生活状況、家庭状況に目を配りながら対応してくださっていると思う。しかし中には、就学援助制度を利用した方がいいという方も出てくると思われ、制度の周知について学校だよりに記載していただくなど、必要な方に情報が届くようお願いしたい。

(教育長)

コロナウイルス流行の影響により、経済的に逼迫している家庭もあるのではないかと考えている。

学校再開に向けて校長会を行い、心のケアを含め、いつもの休み明けよりも丁寧に子どもたちの対応をお願いしたいと伝えた。就学援助制度の申請については、周知徹底、照会をしていきたい。

6 閉会

教育長 閉会を宣告

署名

(教育長)

記録